子ども家庭相談センター 一時保護施設および淡海学園調理・栄養管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．委託業務の名称

子ども家庭相談センター 一時保護施設および淡海学園調理・栄養管理業務

２．委託期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月３１日まで

３．業務の内容等

別添「子ども家庭相談センター 一時保護施設および淡海学園調理・栄養管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

４．予定価格

本業務委託にかかる経費の予定価格（３か年）は、金２７５，３８５，０００円（消費税および地方消費税含む。）とする。

年 度	金 額
令和９年度	９１，７９５，０００円
令和 10 年度	９１，７９５，０００円
令和 11 年度	９１，７９５，０００円

（金額には消費税および地方消費税を含む）

５．プロポーザルに参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４に規定する者に該当しない者であること。

（２）滋賀県財務規則第 195 条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

（３）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

（４）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に「大分類:役務、中分類:給食、小分類:学校・寮給食」と登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間にあわないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目１番１号　（TEL　077-528-4314）

（５）７．に示す現地確認を行った者であること。

（６）　令和６年度から８年度までの間に、学校給食または１日３食提供する児童入所

施設給食業務の受託実績を有している者であること。なお、受託実績については契約書の写し等を提案書の提出の際に添付すること。

６．プロポーザル説明会の日時および場所

プロポーザル説明会は行わない。

７．現地確認

プロポーザルの参加に際しては、現地確認を事前に行うこと。現地確認の際には、８．に示す問い合わせ先に「現地確認参加申込書」（※過去１か月以内の腸内細菌検査結果報告書（写し可）を添付すること。）を電子メール、または FAX により令和８年１１月１９日（木）１５時までに提出すること。

現地確認の日程は下記のとおりとし、中央、彦根、大津・高島、日野児童一時保護施設に関してはいずれか 1 か所以上に参加し、淡海学園については必ず参加すること。

（現地確認日程）

施設名	住所	日時
中央児童一時保護施設・中央女性一時保護施設	草津市笠山七丁目４－４５	令和８年１１月２４日(火) １４時００分～１４時３０分
彦根児童一時保護施設	彦根市小泉町９３２－１	令和８年１１月２５日(水) １４時３０分～１５時
大津・高島児童一時保護施設	大津市におの浜四丁目４－５	令和８年１１月２４日(火) １５時３０分～１６時
日野児童一時保護施設	蒲生郡日野町小御門２０１－１	令和８年１１月２６日(木) １４時３０分～１５時
淡海学園	甲賀市土山町大野２８３－２０	令和８年１１月２６日(木) １５時３０分～１６時

※現地確認を行わなかった場合、本プロポーザルには参加できない。

８．実施要領等の交付

（１）実施要領等の交付場所および問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号

TEL077-528-3551　FAX 番号:077-528-4868

メールアドレス:capdvup@pref.shiga.lg.jp

（２）実施要領等の交付期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月１４日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の８時３０分から１７時１５分まで

（３）実施要領等の交付方法

滋賀県ホームページに記載したファイルのダウンロードまたは上記（１）に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。

９．提出書類

（１）企画提案書

※表紙に、会社・法人名、所在地住所、代表者職氏名および代表者印（押印は正本のみで可）があること。

ア　企画提案書には、以下の内容を記載すること。

次の項目について、A4、カラー、１０頁程度（表紙除く）にまとめ、片面刷りとすること。また、仕様書の「６．給食業務の内容」を参考に記載すること。

言語は日本語とすること。

Ⅰ見積価格

① 業務委託に要する経費の３年間の総合計額と各年度の内訳を明記すること。また、人件費、消耗品費、通信運搬費、管理費等、経費の内訳が分かるよう、明記すること。

② 消費税および地方消費税を含むこと。（税額を記載すること。）

Ⅱ実施方針

Ⅲ 調理業務

① 調理、盛り付け（配膳は除く）、給食数量の管理調整方法
② アレルギー対応方法
③ 調理室・食材保管庫等の安全衛生管理対策
④ 食材調達管理、食材の検品と在庫管理
⑤ 緊急入所時に対する提供方法

Ⅳ 安全衛生管理

① 安全衛生管理体制
② 異物混入や食中毒等問題発生時の対応策
③ 従業員への教育指導（研修等）
④ 天災等により給食が提供できない場合等の緊急時の対応策

Ⅴ 食に関する指導業務に対する考え方

Ⅵ 実施体制およびスケジュール

イ　提出部数は７部（正本１部、写し６部）

※写しには、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等参加者を特定できる表示をしないこと。

（２）その他の添付書類

ア　令和６年度から８年度までの間の給食業務の受託実績がわかるもの。

イ　１３の（２）の評価項目にある「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録している場合は、同登録証（滋賀県発行）の写し。

ウ　１３の（２）の評価項目にある次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し。

エ　１３の（２）の評価項目にある高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

オ　１３の（２）の評価項目にある障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、障害者雇用状況報告書の写し。障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書。

カ　１３の（２）の「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

キ　１３の（２）の障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

ク　１３の（２）の評価項目にある「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証通知（滋賀県発行）の写し。

ケ　１３の（２）の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

コ　１３の（２）の評価項目にある「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写し、①以外については認証や登録証の写し。

① 国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ14001 に適合している旨の認証

② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年９月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

③ 特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構の実施するＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

１０．企画提案書等に関する質問および回答

次のとおり質問を受け、回答する。その他の方法による質問は受け付けないので注意すること。

（１）質問受付期限

令和８年１１月３０日（月）１５時まで

（２）質問方法

Eメールまたは FAX にて受け付ける。

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、次に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課虐待・非行防止対策係

e-mail：capdvup@pref.shiga.lg.jp

TEL：077-528-3551　FAX：077-528-4868

（３）回答方法

各事業者からの質問を全てまとめて、滋賀県のホームページに質問および回答の内容を掲載する。

（ホーム ＞ 県政情報 ＞ 事業者向け情報 ＞ 入札・売却・指定管理 ＞ 入札等に関する質問および回答）

https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/27520.html

（４）回答期日

令和８年１２月３日（木）　１５時を目途に回答する。

１１．企画提案書等の提出期限

（１）提出期限

令和８年１２月１４日（月）１７時１５分必着

※郵送の場合は、提出期限までに到着したもののみ受け付ける。

（２）提出方法

持参（土曜日、日曜日、祝日を除く、８時３０分から１７時１５分まで）

または簡易書留郵便による郵送

郵送の場合は、その旨を必ず（３）に示す提出先まで連絡すること。

（３）提出先

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号（TEL　077-528-3551）

１２．プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主な目的とする。

（１）実施日

令和８年１２月下旬を予定。

（後日、提案者に対して日程等を連絡する。

企画提案書の内容について説明できる方が必ず出席すること。）

（２）実施場所

滋賀県庁または大津合同庁舎　会議室

（後日、提案者に対して場所等を連絡する。）

（大津市京町四丁目１番１号または大津市松本一丁目２－１）

（３）実施時間

１提案者あたり３０分程度

（プレゼンテーション１５分程度、ヒアリング・質疑応答１５分程度）

（４）参加人数

参加できる人数は２人以内とする。

（５） 説明資料

プレゼンテーションには提出済みの資料（企画提案書）を用いること。

１３．審査および契約予定者の決定方法

（１）契約予定者の決定方法

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課が設置する審査会において、企画提案書等の審査を行い､総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の６割未満の場合は、契約予定者としない。なお、ヒアリングおよびプレゼンテーションは、提案書類の趣旨を審査委員会が正しく理解するために行うものであり、ヒアリングおよびプレゼンテーションの結果自体を評価し採点することはしない。

（２）評価項目および評価点

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	評　価　内　容	評価点
① 調理業務内容	・調理、盛り付け（配膳は除く）、給食数量の管理調整方法は適切か。	１０点
	・緊急入所時に対する給食提供はどのように対応するのか。	１０点
	・食材調達管理や食材の検品と在庫管理について適切かつ工夫がされているか。	１０点
	・アレルギー対応方法は適切か。	１０点
② 安全衛生管理の内容	・安全衛生管理体制が整っているか。	１０点
	・異物混入や食中毒等問題発生時の対応策および管理体制は整っているか。	１０点
	・業務職員に対して食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されているか。	１０点
③ 食に関する指導業務	・給食を通じて食事の持つ意義について学ぶことができる機会が作られているか。	９点
④ 事業の確実性	・実施体制は確実に業務ができるものとなっているか。	５点
⑤ 経済性	業務内容に合った経費が見積もられているか。 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の 80%未満　　…10 点 予定価格の 80%以上 85%未満… 8 点 予定価格の 85%以上 90%未満… 6 点 予定価格の 90%以上 95%未満… 4 点 予定価格の 95%以上　　… 1 点	１０点

滋賀県内に本店を有する事業者であるか。	１点
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	１点
高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	１点
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	１点
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	１点
環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。 (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年９月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	１点
計	１００点

（３）審査結果

審査結果および企画提案の採否については、参加者全員に文書で通知する。

１４．契約の相手方の決定

審査会で選定された提案者は、企画提案書等の内容について、滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

１５．無効

次の各号に該当した場合は、無効とする。

（１）提出期限に遅れた場合 。

（２）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
（３）企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
（４）企画提案書等の記載内容に、明らかに実現できない事項があることが判明した場合。
（５）その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

１６．その他
（１）プロポーザルの参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
（２）企画提案書等の提出書類は返却しない。
（３）企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
（４）採用した企画提案書等についても、契約締結時において協議のうえその内容を変更することがある。
（５）手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

１７．問い合わせ先
滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課
〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号
TEL 077-528-3551　FAX 077-528-4868